

## 地域創生に向けた富士川町・公民連携推進機構包括連携協定書

山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1 1 3 4

富士川町 町長



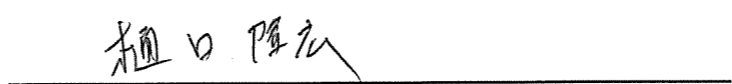
東京都港区北青山 1 丁目 3 番 1 号  
一般社団法人公民連携推進機構 代表理事



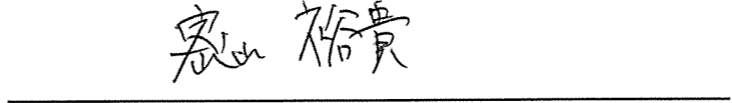
大阪府大阪市中央区平野町 2 丁目 5 ー 8  
株式会社 CI 代表取締役



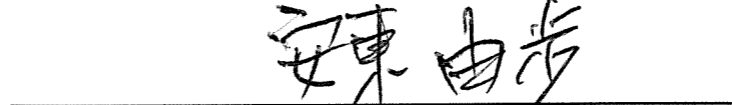
東京都渋谷区渋谷二丁目 9 番 8 号  
キラメックス株式会社 代表取締役社長



京都市下京区東塩小路町 614 番地 -2 階 新京都センタービル  
REDEE 株式会社 代表取締役社長



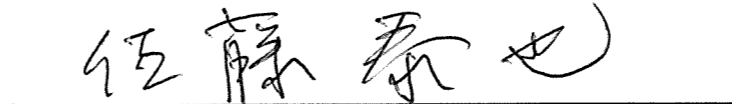
兵庫県神戸市中央区雲井通四丁目 2 番 2 号  
株式会社アローリンク 代表取締役



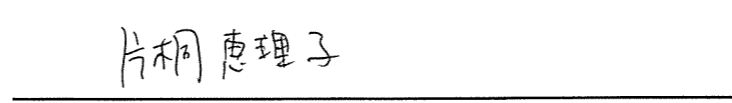
東京都台東区東上野 3-18-7 上野駅前ビル 3 階  
株式会社エンジン 代表取締役



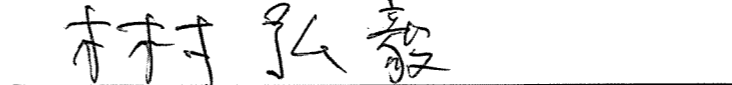
東京都台東区東上野 4-20-1 TCC ビル 4F  
クロスボーダー株式会社 代表取締役



東京都荒川区西日暮里二丁目 45 番 14 号  
タイガーモブ株式会社 代表取締役



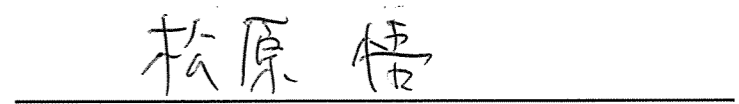
東京都渋谷区渋谷 2-24-12 渋谷スクランブルスクエア 36F  
株式会社 MIXI 代表取締役




東京都中央区日本橋室町 1 丁目 11 番 12 号  
株式会社 GMT S 代表取締役



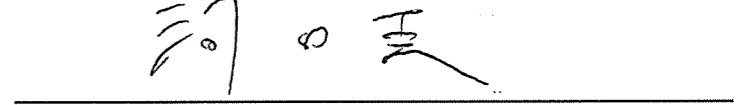
東京都千代田区神田東松下町 41-1 H10 神田ビル 3F  
アルファコム株式会社 代表取締役



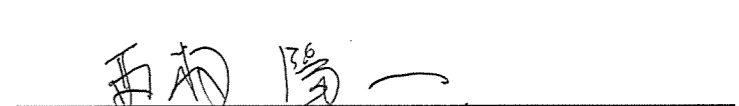
大阪府大阪市西区江戸堀 1 丁目 2 番 11 号  
日本コムシンク株式会社 代表取締役会長 兼 社長



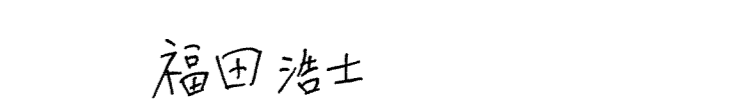
東京都品川区西品川 1-1-1 住友不動産大崎ガーデンタワー 9F  
株式会社 COCOCA 代表取締役



東京都千代田区内神田 1-2-8 楠本第 2 ビル 2F  
テクノブレイブ株式会社 代表取締役



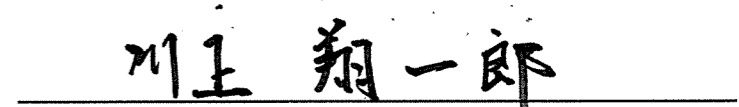
東京都港区台場 1 丁目 7 番 1 号 アクアシティお台場 5F  
株式会社 me leap 代表取締役



東京都渋谷区上原 1-3-9  
株式会社 DPLUS 代表取締役



東京都墨田区東向島 4-1-5  
有限会社エム・エヌ・ディ 代表取締役



東京都渋谷区恵比寿 1-18-18 東急不動産恵比寿ビル 4F  
株式会社 DFA Robotics 代表取締役社長



山梨県富士川町、一般社団法人公民連携推進機構、及び会員企業は、地方創生推進のため、相互連携と協力のもと、もち得る資源を有効に活用することに合意し、次のとおり包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、相互の連携と協力により、互いの資源等を活用し、富士川町の地域創生を推進することで、地域事業者の収益拡大、DX 人材育成、ふるさと納税増収のための環境整備を図るとともに、関係人口の創出と住民サービスの一層の向上及び地域活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 本協定に参加する企業は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携し、協力をする。

- （1）行政DX戦略の推進、地域DXの実現に向けた取組に関すること。
- （2）地域事業者の売上拡大に向けた支援。
- （3）富士川町のブランディング、広報支援、観光誘致施策。
- （4）ふるさと納税、及び企業版ふるさと納税推進に関する支援
- （5）関係人口の創出・拡大に関すること。
- （6）その他本協定の目的に資すること。

（具体的な取組内容）

第 3 条 前条各号に掲げる分野における具体的な取組内容については、公民連携推進機構、及び本協定参加企業とで協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第 4 条 本協定参加企業は、本協定に基づく取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。  
2 前項に定める義務は、本協定終了後も存続するものとする。

（協定の有効期間）

第 5 条 本協定の有効期間は、締結日から令和 7 年 8 月 3 1 日までとする。ただし、期間の満了の 1 か月前までに、参加企業のいずれからも終了の申出がない場合は、更に 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第 6 条 参加企業のいずれかが、本協定の内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、富士川町、及び公民連携推進機構で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第 7 条 本協定参加企業は互いに、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2 本協定参加企業は互いに、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- （2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- （3）その他前各号に類似する行為

3 本協定参加企業は、相手方が本条第 1 項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（疑義の決定）

第 8 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、富士川町、及び公民連携推進機構で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を参加企業数分作成し、それぞれ記名の上、各自その 1 通を保有するものとする。